別表第三の第一中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、同表の第一の(1)中9の項を10の項とし、6の項から8の項までを一項ずつ繰り下げ、5の項の次に次の一項を加える。

6	*Arisaema kawashimae*（トクノシマテンナンショウ）

別表第三の第一中(1)を(2)とし、その前に次のように加える。

(1)	おもだか科
1	*Sagittaria natans*（カラフトグワイ）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、平成三十一年二月六日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げる種（亜種又は変種を含む。）のうちこの政令による改正前の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の種名の欄に掲げられていないものに係る特定国内種事業を行っている者に対する絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条の規定の適用については、同条第一項及び第二項中「行おうとする者」とあるのは「行っている者」と、「あらかじめ」とあるのは「平成三十一年三月七日までに」とする。

3　この政令の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

農林水産大臣臨時代理
国務大臣　石井　啓一
環境大臣　原田　義昭
内閣総理大臣　安倍　晋三

株式会社地域経済活性化支援機構の平成三十事業年度における株式会社地域経済活性化支援機構法第四十条の割合を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十一年一月十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第七号

株式会社地域経済活性化支援機構の平成三十事業年度における株式会社地域経済活性化支援機構法第四十条の割合を定める政令

内閣は、株式会社地域経済活性化支援機構法（平成二十一年法律第六十三号）第四十条の規定に基づき、この政令を制定する。

株式会社地域経済活性化支援機構の平成三十事業年度における株式会社地域経済活性化支援機構法第四十条の政令で定める割合は、株式の払込金額に対し年百分の二十・八七とする。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　安倍　晋三
総務大臣　石田　真敏
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成